

半島振興法延長の経緯

昭和60年 半島振興法制定（昭和60年法律第63号。議員立法）

- 衆議院建設委員長提案→賛成多数で成立（共産党のみ反対）
- 半島振興対策実施地域の指定の仕組み、半島振興計画の承認等の規定
- 地方債についての配慮、資金の確保、税制上の措置等の規定
- 法期限は10年間（昭和70年（平成7年）3月31日まで）

昭和63年 一部改正（昭和63年法律第21号。議員立法）

- 衆議院建設委員長提案→衆・参とも全会一致で成立
（主な改正内容）
- 半島循環道路等の整備の規定の追加（補助率の嵩上げ）
- 基幹的な市町村道等を都道府県が代行整備できる旨の特例規定の追加
- 小型航空機用公共用飛行場等の整備に係る国の配慮の規定の追加

平成7年 法期限の延長・一部改正（平成7年法律第45号。議員立法）

- 衆議院建設委員長提案→衆・参とも全会一致で成立
（主な改正内容）
- 法期限を10年間延長（平成17年3月31日まで）
- 都道府県が定める半島振興計画の計画事項の拡充
（生活環境の整備、高齢者等の福祉増進を追加）
- 国及び地方公共団体の配慮の規定の追加
 - ①情報流通の円滑化及び通信体系の充実
 - ②高齢者福祉の増進
 - ③地域文化の振興等

平成17年 法期限の延長・一部改正（平成17年法律第7号。議員立法）

- 衆議院国土交通委員長提案→衆・参とも全会一致で成立
（主な改正内容）
- 法期限を10年間延長（平成27年3月31日まで）
- 法目的の追加
「半島地域の自立的発展」を目的規定に追加
- 都道府県が定める半島振興計画の計画事項の拡充
（国土保全施設等の整備、地域間交流の促進を追加）
- 国及び地方公共団体の配慮の規定の追加等
 - ①高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実（拡充）
 - ②農林水産業の振興
 - ③観光その他の地域間交流の促進